

第 21 期第 9 回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和 5 年 7 月 2 6 日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第1回公聴会及び山口県内水面漁場管理委員会第9回議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年7月26日(水) 午後2時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和5年7月18日(火)
発した日

- 5 公聴会において意見を聴こうとする項目
○内水面区画漁業権の山口県内水面漁場計画について

6 出席者

(委員：9名)

酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、
品川 石和、山本 美子、渡邊 毅

(県及び事務局)

農林水産部水産振興課

漁業調整取締班

岩国・柳井・周南農林水産事務所

山口・美祢農林水産事務所

萩・長門農林水産事務所

下関水産振興局

山口県内水面漁場管理委員会事務局

主査	吉中 強
主任	枝廣 直樹
主査	小柳 隆文
主査	田中 全
主査	松永 善文
主任	神尾 豊
事務局長	向井 秀
書記	土井 健一
書記	中元 佑香

7 公聴会の結果

公聴人の出席がなく終了した。

8 審議の概要

向井 事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(14:00 終了)

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年7月26日(水) 午後2時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和5年7月18日(火)
発した日

5 通知した議題

(1) 議題

第1号議案 内水面区画漁業権の山口県内水面漁場計画について(諮問)

(2) その他(報告事項)

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について

6 出席者

(委員:9名)

酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、
品川 石和、山本 美子、渡邊 毅

(県及び事務局)

農林水産部水産振興課

漁業調整取締班

主査 吉中 強

主任 枝廣 直樹

岩国・柳井・周南農林水産事務所

主査 小柳 隆文

山口・美祢農林水産事務所

主査 田中 全

萩・長門農林水産事務所

主査 松永 善文

下関水産振興局

主任 神尾 豊

山口県内水面漁場管理委員会事務局

事務局長 向井 秀

書記 土井 健一

書記 中元 佑香

7 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 内水面区画漁業権の山口県内水面漁場計画について(諮問)
(委員会指示更新)

【結果】原案のとおりで適当である旨回答することが決定された。

(2) その他(報告事項)

○令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について

【結果】事務局から通常総会の結果について報告がされた。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から、第21期第9回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員定数10名のうち9名の委員に御出席をいただいております。

漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 マスクを外させていただきます。私事ながら実は2週間前、コロナに罹り、完治しまして、また妻もかかりまして完治しました。

今は、完全にウィルスフリーの状況です。ちょっと反省しております。

本日は、お忙しい折、委員の皆様方にはお集まりいただきありがとうございます。

今年度、最初の委員会、次第のと通りの議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をいただきまして、はなはだ簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

向井事務局長 ありがとうございます。

続きまして、4月1日付け県の人事異動により内水面漁場管理委員会事務局、県の出先機関の職員に異動がございましたので、ここでご紹介させていただきます。

(向井事務局長、吉中書記、枝廣書記、中元書記、萩・長門農林水産事務所 松永主査、山口・美祢農林水産事務所 田中主査、下関水産振興局 神尾主任 を紹介。)

それでは議事に入りたいと思いますが、当内水面漁場管理委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以後の進行は酒井会長にお願い致したいと思います。

酒井会長 はい。議事に先立ちまして、先ずは、議事録署名人を指名したいと思います。

今回は、渡邊委員と米村委員にお願いしたいと思います。よろしくご願ひいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「内水面区画漁業権の山口県内水面漁場計画について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

土井書記

事務局の土井です。

資料の1ページをお開きください。

内水面区画漁業権の山口県内水面漁場計画知事諮問とあります。

令和5年7月19日付で、山口県知事から山口県内水面漁場管理委員会会長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課から説明があります。

水産振興課

水産振興課の吉中です。

吉中主査

資料の2ページをお開きください。

漁業権の一斉切替えについてということで、先ず、漁業権について簡単に触れたいと思います。

漁業権は、免許を受けた水面に於いて免許内容たる漁業を排他的に営む権利です。

実際にどのようにして免許して行くかと言いますと、知事が漁場計画要望に基づいて内水面の漁場計画の作成を行います。

免許を受けようとする方は、内水面漁場計画の公示に基づいて申請をされて、基準等を満たせば免許を受けることになります。

漁業権は、漁協が免許を受けてその組合員が行使する団体漁業権、内水面で言えば5種共同や1種共同になります。

それと後、経営者が免許を受ける個別漁業権があり、この2つに大別されます。

今回、諮問させていただいているのは、後者の個別漁業権の区画漁業権です。

区画漁業権については、存続期間は5年となっています。

3ページをご覧ください。

区画漁業権の種類は、1種区画、2種区画、3種区画の3つの種類がありまして、今回お諮りするのは、第2種区画漁業権になります。

平成30年に免許をしていました内水面の区画漁業権が、令和5年10月31日を持って存続期間が満了することから、これらの漁業権の免許の切替作業を現在進めているところです。

本日、内水面区画漁業権の漁場計画についてお諮りするものです。

内水面においては、区画漁業権は、ダム湖等の止水域に限って免許されています。

本県の内水面の区画漁業権については、従前から地方公共団体がダム湖において漁業振興を目的として行う魚類養殖について免許してきています。

今回の切替においては、大原湖と小野湖について漁場計画要望が上がってきています。

お手元の資料の4ページをお開きください。

内水面区画漁業権の漁場計画の概要です。

まず、一つ目が仮内区第1号ということで、山口市から大原湖について要望が上がってきています。

5ページに漁場計画案ということで、お示しをさせていただいています。

仮内区第1号、漁場の位置は、山口市大原湖です。

漁場の区域については、1ページめくってください。

図面を付けています。A、B、C、Dで囲まれた大原湖ということで漁場の区域を設定したいと考えています。

また、5ページにお戻りください。

漁業種類は、第2種区画漁業。

漁業の名称は、実際にどのような養殖をするのかということですが、あまごの養殖をするということで、あまご養殖業となっています。

漁業の時期については、1月1日から12月31日までの周年になっています。

存続期間については、5年間ということで、令和5年11月1日から令和10年10月31日までという形にしたいと考えています。

先ほど言いました個別漁業権、団体漁業権の別を記載する必要がありますので、これについては、経営者免許の個別漁業権としています。

続いて仮内区第2号です。宇部市から小野湖について要望が上がってきています。

5ページの下の方ですね、仮内区第2号です。

漁場の位置は宇部市小野湖。

漁場の区域については、1ページめくってください。

7ページに漁場図を添付しています。A、B、C、D、E、Fと3箇所ほど区切りがありますけれども、これで囲った区域を小野湖ということで漁場区域としています。

また、5ページにお戻りください。

漁業種類は、第2種区画漁業です。

漁業の名称は、うなぎ養殖業、わかさぎ養殖業ということです。

漁業の時期については、1月1日から12月31日までの周年。

存続期間については、大原湖と同様、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの、5年間という形で考えています。

個別漁業権、団体漁業権の別については、これについても個別漁業権としています。

漁場の区域等については、現在免許している内容と同じとしており、変更はございません。

続いて4ページの2に養殖計画を記載しています。

まず、仮内区第1号、山口市の大原湖になります。これについては、

毎年、あまごを1, 300尾程入れる予定になっています。

仮内区第2号、宇部市の小野湖については、わかさぎを年間2, 000万粒ほど入れる。うなぎについては、毎年2, 800尾ほど入れる計画になっています。

漁場計画については、公益上の支障の有無について調整する必要があります。

これについては、関係機関と調整済みです。

また、3ページにお戻りください。

最後に、今後のスケジュールについて、ちょっとお話をさせていただきます。

今日が網掛けをしてあります内水面漁場計画の諮問になります。

承認が得られれば、内水面の漁場計画の公示ということで、7月の下旬までに公示させていただきます。

免許申請期間を8月1日から8月31日までの1カ月とし、9月に免許の諮問を予定しています。

最終的に令和5年11月1日に免許をして行く予定です。

今、説明しました漁場計画について、ご審議をお願いします。

酒井会長 はい。ただいま説明がありましたけれども、この件に関してどなたかご意見、ご質問はございませんでしょうか。

-----質問、意見なし。-----

酒井会長 ございませんか。よろしいですかね。
それでは、第1号議案について、適当である旨、答申することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 全員、異議なしと認めます。第1号議案については、適当である旨、答申することとします。
本日の議題は以上となりますが、報告事項があります。
令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について事務局から報告をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。
資料の8ページをご覧ください。
令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について報告させていただきます。

開催日時と開催場所は記載のとおり、令和5年5月26日、東京都千

代田区 T K P ガーデンシティ御茶ノ水で開催されました。

出席者は、全国の内水面漁場管理委員、事務局職員等 101 名で、本県からは酒井会長と私が出席しました。

来賓については、記載のとおり計 8 名の方にお越しいただきました。

続いて議事についてですが、第 1 号議案は全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正についてで、原案どおり承認されました。

第 2 号議案は、令和 4 年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案についてで、こちらも原案どおり承認されました。

続いて第 3 号議案は、令和 5 年度事業計画案及び収支予算案についてで、こちらも原案どおり承認されました。

続いて、第 4 号議案は、令和 5 年度提案書案についてで、こちらも原案どおり承認されました。

関係省庁への提案書の提出は、6 月 27 日に霞が関で行われ、酒井会長と私も同席しました。

提案事項は下に記載のとおりで、10 ページ以降に参考として掲載しております。

続いてその他についてです。

まず、役員交代についてです。全国内水面漁場管理委員会の会長が新潟県の藤田会長から滋賀県の林代表監事に交代となりました。

続いて内水面漁場管理委員会委員表彰です。

委員として 10 年以上就任された方が表彰されるものですが、山口県内水面漁場管理委員会の岩本委員、村田委員及び吉岡委員はじめ 5 名の委員が表彰されました。

最後に内水面漁場管理委員会事務局職員表彰では、兵庫県内水面漁場管理委員会の事務局長が表彰されました。

以上で説明を終わります。

酒井会長

はい、ただ今の説明ですけど、どなたかご質問はございませんか。

今、説明された 6 月 27 日の提案書の提出ですが、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省とかに交代した新しい林会長等とともに提案行動を行いに行きました。

この提案事項の説明とそれに対する省庁の返事をいただくということです。

概ね、年中行事みたいな返事をいただけるのですが、たまたま林会長が私と昔からの知り合いで、水産大学校の卒業生でして、林会長は提案事項についてかなり突っ込んだ説明をされました。

その時に私も尻馬に乗った訳でもないのですが、この委員会の前回、村田委員からやまめ、あまごの放流について、放流すれども増えないという論文に関する質問が山口県の管理委員会で出たのだけれども、水産庁としてこういう場合には、こういうことをしたらよいという指針は出

せないのかということをお願いしたら、沿岸・遊漁室長の城崎さんから持ち上げて検討しますというご返答をいただきました。

持ち上げて検討するといっても遊漁室長ではなく、多分、水産機構に何か指針を出せとかいうことだろうと思います。

ちなみに内水面漁場管理委員会事務局職員の表彰を受けた事務局長も水大の卒業生です。

なにかご質問はありませんか。

村田委員　　ちょっと頓珍漢な質問かもしれませんが、最初の大原湖と小野湖ですが、これは市が管理して、市がお金を出して養殖するということだと思うのですが、例えば民間の企業なり団体がどこかのダムで同じようなことはできますか。

予算をみると年間16万円と62万円で、これ位なら出してもいいよということで手を上げた場合、県とか市とかに要望した場合、実現するのでしょうか。

酒井会長　　この漁業権も宇部市とか山口市が持っている区画漁業権で、基本的にはそういう形を整えないとダメなのでしょうね。

放流主体が自治体で水面を管理する。そういうところに、多分市民の団体がからんで補助金をもらって放流する。

市、そのものが放流するといっても実際に活動する人がいないと難しいと思います。

特定のダム湖等で放流をしたいと思ったら、自治体に話をして合意ができて要望を出して区画漁業権の免許を受けることが認められるかどうか。

村田委員　　可能性はあるということですか。

酒井会長　　ないということではないと思います。難しいと思います。

道はない訳ではないと思います。

具体的にいうと宇部市も昔小野湖で養殖をしようとする団体があった訳なんですよ。

今は、みんな年寄りになって現在担当者がいるかどうか。

村田委員　　質問したポイントは、日本釣振興会で色んなところで放流事業を行っています。

川の放流だと漁協に援助金を出して、我々のメンバーが行って漁協さんと一緒に放流をしています。

それをダム湖などで可能であれば、どっかでやってみるのも面白いかなと思った次第です。

吉中主査 先ほどの説明の中で内水面の区画漁業権については、ダム湖とか公共性が高いこともあって慎重に免許をして行かなければなりません。

先ほど申しましたように従前から地方公共団体がダム湖において漁業振興とか地域振興を目的として実施する養殖業について免許して行く方針なので、地方公共団体以外に免許するのはかなり難しいです。

ダム湖に、目的の魚種を放流したいということであれば、免許を受けている山口市や宇部市に相談されるのがよいと思います。

放流ということであれば、免許がなくても可能ですが、免許は難しいと思います。

村田委員 我々の組織は、義務とか権利ということではなく、釣振興に係る事業をどう展開して行くかということを考えています。

最近、下関の長州出島で釣大会を行おうということで、下関市の方から我々の方に協力して欲しいとの依頼がありました。

運営にあたり、どういったトラブルが起きるのか教えて欲しいということでした。

いままで、行政にアプローチすることがなかった訳ですから、その辺が全く分からなかったわけです。

吉中主査 具体的に何かあれば、免許を持たれる山口市や宇部市にご相談されたいと思います。

酒井会長 新たな場所で、地方公共団体が漁業権の免許を申請することはまるで不可能ではないということですね。

吉中主査 かなり難しいと思います。

酒井会長 地方公共団体は、市民、町民の利益につながることでないと全国的な組織等が働きかけても中々うんとは言わないでしょうね。

村田委員 法律のこととかは良く分からないですが、最近東京の本部が政治的な動きをしています。

国土交通省の方からどこどこで釣の講演会がありますということで、我々の方に参加の打診があります。

そういうのが、年間、何件かございます。

最近では、国土交通省からの依頼が増えてきています。行政の方から話が下りてくるのが増えてきています。

- 酒井会長 それは、漁業権とは別の話ですね。
漁業権に基づいて放流しようということであれば、そういうルートではダメだと思います。
基本的には難しいと思います。
- 板垣委員 義務放流ですが、あゆの義務放流を減らすことはできますか。
- 吉中主査 5種共同の増殖目標だと思います。
来年の4月1日が5種共同の切替となっています。
今、漁協に漁場計画要望と併せて増殖目標をどれくらいにするかという要望を出してもらっています。
その辺を県で整理して、増殖目標量の考え方等について管理委員会に協議させていただくことになると思います。
- 板垣委員 もし減らすことができなければ、交付金なりを上げて欲しいです。
あゆが一番お金を使います。
佐波川があゆの放流に一番お金をかけていると思います。
今現在は、天然遡上のあゆが相当上まで上ってきます。
理事会で放流場所を割り振りますが、新橋のあたりに放流すると遡上してくるあゆと喧嘩になって大きくなりません。
かといって上流に放流すると重複しますので、義務放流を減らすことはできないのかと思います。
減らすことができるのであれば、減らして欲しい。減らす数量については、これから検討しなくてはなりません。
まあ、お願いします。
- 吉中主査 今、出てきている資料を整理、検討して、また、この場で目標量の考え方とかを示させてもらいたいと思います。
- 板垣委員 分かりました。
- 酒井会長 まあ、基本的には要望に基づいてこの委員会で決定するので、それまでの調整が必要ということですね。
他にございませんか。
- 渡邊委員 Ⅲの鳥類による食害対策とあります。カワウの被害は各河川ともあると思いますが、具体的にどんなことをすれば良いという意見は結構出るものなのですか。
- 酒井会長 意見といたしますと、どこで出るかということですか。

渡邊委員 カワウの被害に結構悩まれてると思うのですが、提案書の中で色々な意見が出たのかと思ひまして。

酒井会長 どこで出るという話ですか。
これは要望なので、提案なので意見とかではありません。
ただ、この要望をまとめる前に各県でどれくらい被害があるというのは資料で出ています。
この場では、出ません。これは、各県の内水面漁場管理委員会の要望を取りまとめたものですから。
はじめからそういう議論は各県でしているだろうということですから。

渡邊委員 分かりました。

酒井会長 他にございませんか。

品川委員 区画漁業権というのは、私は初めてなのですが、今回の切替が山口市の大原湖と宇部市の小野湖なのかもしれませんが、山口県内ではどれくらい区画漁業権があるのか教えてもらいたい。

吉中委員 内水面の区画漁業権は、現在3つあります。大原湖と小野湖そして下関の豊田湖、これはわかさぎ養殖業ですが、があります。
今回の切替にあたり、いろいろ協議する中で下関市は、漁場計画要望は上げないということになりました。

品川委員 岩国の山中湖ですか、あそこもわかさぎの放流をしているということを知っています。

米村委員 以前、放流をしていました。

品川委員 以前ですか。申請はしていないということですね。

酒井会長 下関市の豊田湖については、何年か前に調査して放流魚よりも川に上って産卵する方が多かったようです。
それもあってだろうと思います。
要するに今回は2件だけということですね。
よろしいでしょうか。
他に特になければ、本日の委員会は終了したいと思います。

(14 : 35 終了)

上記のとおり第 21 期第 9 回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員 2 名が署名押印した。

令和 5 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人